

## 「東海第二発電所の安全性の確認に必要な事項」について

### 1 対策に係る根拠(外力の見積もり等)に係る事項

○ 地震及び津波の外力について、適切に見積もり、その評価根拠を明確に説明すべき

(意見 1)

- ・ 津波想定を一律 15 mで実施しているが、15 mの根拠が明らかでない。  
15 mと評価した結果や安全率についても説明すべき。

(意見 2)

- ・ 今回の地震と耐震安全性評価(バックチェック)との整合性はどうであったのか。  
基準地震動の見直しの可能性や必要に応じて更なる補強をしなくてはいけない可能性がある。

(意見 3)

- ① 地震及び津波の外力を適切に見積もる必要がある。本委員会としても確認すべき。
- ② 今日、想定を超える津波がきても大丈夫なのか、とういう切迫性もあることから、最低限の体制がとれていることを確認すべき。

(意見 4)

- ・ 地震及び津波のハザード評価において、これまで想定されてきた検討用地震について、今回の震災を踏まえて妥当であったのか、検証が必要。

### 2 対策の想定を超えた場合の対策に係る事項

○ 想定を超えた場合の対策について、確認する必要がある

(意見 5)

- ・ 想定を超えた場合の対策について、津波についても耐震指針にある残余のリスク※の考え方をあてはめて考える必要がある。

※ 耐震指針の残余のリスクの考え方；策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、施設から大量の放射性物質が放散される事象が発生すること、あるいはそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすリスクのこと

### 3 対策の実行性(システム等)に係る事項

○ 発生した事象の流れに沿って、設備及び人的な対策の有効性を検証すべき

(意見 6)

- ・ 事象に対するイベントの流れ(想定を超える場合を含め)を明確にし、対策の有効性を検証すべき。  
(福島第一原子力発電所事故の教訓として、システムの複雑さに対して及ばないところがあるのでないかとの危惧がある)

(意見 7)

- ・ 想定される苛酷条件において、設備が確実に機能することを検証する必要がある。

(意見 8)

- ① 緊急時に想定していた作業が本当に行われるのか、設備等に係る対策だけではなく、作業員の動きについてもイベントの流れに沿って、十分に検証する必要がある。
- ② 緊急時の指示命令系統についても、事前に検証しておく必要がある。

#### 4 対策の実行性の向上(訓練等)に係る事項

○ 対策の実行性の向上のため、訓練を実施し、継続的に改善していく必要がある。

(意見 9)

- ・ 意見 6 の指摘において、訓練等で運転員等がいかに経験を積むかという訓練の重要性が指摘されている。訓練について、視察して確認する必要があると考える。

(意見 10)

- ・ 訓練間隔について、訓練を実施し P D C A サイクルを回し継続的に改善することで、訓練間隔も決まってくる。

(意見 11)

- ・ 作業員の放射線防護について、例えば遮へいベスト(約 20 kg)など、遮へい能力と作業の効率性について、実際に人が動くことを考えた上で適切に見直していく必要がある。(福島第一原子力発電所においても作業員が熱中症になっている事例がある。)